

団地自治会にお入り下さい

いざ、というときお知り合いはいま
すか?

自治会は子どもから高齢者の方まで
みんなの会です。

(この会報も会費を主な財源として発
行しています。)

王子五丁目団地

自治会会報

家賃値上げ見合わせ求め 公団総裁宛にハガキを送ろう

家賃値上げは死活問題 公団総裁に怒りの声を

公団総裁に怒りの声を

2月2日、東京23区内の団地自治会は江東区の大島6丁目団地で、今回の家賃値上げ反対の居住者集会を開催しました。

冷たい風が吹く中でしたが、100名の団地代表者の出席で大成功に終わりました。

集会では「私たちは今回の家賃値上げに反対と抗議を表明すると共に、今日から要求のさらなる実現にむけて自治会・自治協運動を強める事を確認しました。今春の通常

国会には都市公団廃止・独立

行政法人化法案が提出・審議

される日程を控えています。

私たちは内外への働きかけを強め、公共住宅制度を存続・発展させ、住まいとコミュニティを守る運動を進めます。」と確認しました。

ハガキで抗議の声を

現在王子五丁目団地には100を超える空き家がありま



が長くなるため、家賃が高いためなかなか空き家が埋まらないのが原因です。自治会は公団に対して、家賃が高くなるリニューアル住宅ではなく、以前のようないかなるような簡単な空き家修繕の住宅を求めています。公団は依然としてリニューアル住宅を造り続け

東京23区内の値上げ状況

公団の正式発表ではありません。東京23区自治協の資料です。

団地名	入居年	所在区	住宅型式	従前家賃	値上げ額	改定家賃	値上げ率
大島7丁目	昭48	江東	2DK	67,300	3,700	71,000	5.5
東綾瀬	昭39	足立	2DK	52,500	3,900	56,400	7.43
花畑	昭39	足立	2DK	44,600	2,600	47,200	5.83
竹の塚第一	昭40	足立	2DK	52,800	2,400	55,200	4.55
日の出町	昭42	足立	2DK	65,000	6,000	71,000	9.23
江北六丁目	昭46	足立	2DK	53,000	2,800	55,800	5.28
亀有五丁目	昭37	葛飾		53,100	4,200	57,300	7.91
金町駅前	昭43	葛飾		57,900	2,800	60,700	4.48
金町第2	昭52	葛飾	2DK	76,500	1,800	78,300	2.35
金町五丁目	昭53	葛飾	2DK	73,000	2,300	75,300	3.15
むつみ台	昭47	練馬	2DK	62,800	3,500	66,300	5.57
赤羽台	昭36	北	2DK	51,400	6,000	57,400	11.67
豊島五丁目	昭47	北	2DK	59,700	4,400	64,100	7.37
王子五丁目	昭50	北	2DK	80,600	3,200	83,800	3.81
赤羽南一丁目	昭53	北	2DK	94,500	3,000	97,500	3.17
高島平二丁目	昭46	板橋	2DK	60,500	4,900	65,400	8.1
高島平三丁目	昭46	板橋	2DK	63,300	5,400	68,700	8.42
青山三丁目第	昭39	港		73,100	11,100	84,200	15.18
田町駅前	昭41	港	2DK		7,800		
芝浦二丁目	昭44	港	2DK	67,500	6,300	73,800	9.33
希望ヶ丘	昭47	世田谷	2DK	66,700	4,300	71,000	6.45
経堂赤堤通り	平5	世田谷	1LDK	148,500	4,600	153,100	3.1
南六郷二丁目	昭45	大田	2DK	68,400	5,300	73,700	7.75
西神田二丁目	昭37	千代田	2DK	59,700	8,000	67,700	13.4

空白は不明な部分です。値上げ額は23区自治協に集められた資料の最高額です。

「経堂赤堤通り」は建て替え団地です

ハガキは2月15日までにお願いします

この会報と一緒に公団総裁宛のハガキをお配りしています。皆さんの家賃値上げ反対の言葉を書いていただき、回収場所に投函下さい。いただいたハガキは公団総裁に届け

で、3年ごとの家賃改定だけを居住者に求める今回の値上げは絶対に許すことができません。生活の主人公は私たち国民です。一度発表された値上げを撤回させる事は簡単ではありませんが、黙って値上げを待つ事はありません。国の主人公の一人としての意見を、公団総裁や公団住宅をなくそうとしている国会議員へ届けましょう。

家賃特別措置の申請をお忘れなく

平成15年度家賃改定に当たって対象となる世帯

① 世帯の中で所得のある方全員の合計の所得月額が20万（所得月額とは、年間収入を一定の方式で所得になおし、そこから控除額を差し引いた金額を12ヶ月で割った金額のことです。世帯ごとの収入の種類・世帯構成によって控除額が変わり、所得月額が変わります。）円以下の世帯で、平成15年4月1日現在に次のいずれかに該当する世帯

a 高齢者世帯

主たる生計維持者（世帯の中で最も収入の多い方を指します。）の年齢が満65歳以上である世帯

b 次のいずれかに該当する世帯

(イ) 母子世帯

主たる生計維持者が配偶者のいない女子で現に満20歳未満の子を扶養している世帯

(ロ) 心身障害者世帯

・ 身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1級から4級である方を含む世帯

・ 精神障害者福祉手帳における1級又は2級に相当する程度の精神障害者である方を含む世帯

・ 上記精神障害の程度に相当する知的障害である方を含む世帯

② 生活保護世帯

家賃改定に伴う特別措置とは

イ 低所得の高齢者世帯、母子世帯、心身障害者世帯及び生活保護世帯に、特に居住の安定に配慮することとして、国からの財政支援を受け、一定要件に該当する世帯の改定後の家賃を減額する（現支払額を下限とします。）措置です。

ロ 特別措置は、「継続家賃改定ルール」において、都市基盤整備公団設立前（平成11年9月30日）からお住まいで一定要件に該当する低所得の高齢者世帯等を対象とすることとしておりますが、平成15年度継続家賃改定では、特例として、都市基盤整備公団設立以降（平成11年10月1日）に入居された低所得の高齢者世帯等や新たに母子世帯等とされた世帯に対しては、特別措置を講じます。

ハ 特別措置の適用を受けるためには、該当する世帯から申請が必要で、申請内容を審査の上、適用となります。すでに特別措置の適用を受けている世帯は、平成12年度継続家賃改定に限り改定前家賃に一律据置く特例が講じられております。

このため、平成15年度継続家賃改定では、これらの世帯の一部に、一度に多額の支払増となる世帯や一般世帯の平成15年度改定額を上回る増額となる世帯が生じることから、特に居住の安定に配慮いたしまして、今回に限り、支払増額の上限を平成15年度改定額（ただし6000円を上限）とする経過措置を講じることとします。

（公団が配布した「家賃改定について」から抜粋しました。詳しくは公団北住宅管理センター・王子五丁目団地管理サービス事務所にお問い合わせ下さい。）

公団東京北住宅管理センター 5954-4611

団地管理サービス事務所 3914-7850